

高額介護(予防)サービス費(相当)についてのご案内

《高額介護(予防)サービス費(相当)とは》

同じ月に利用したサービスの利用者負担の合計額（同じ世帯内に複数の利用者がいる場合には、世帯合計額）が高額になり、自己負担上限額を超えた場合には、超えた分が高額介護サービス費として後から支給されます。



高額介護（予防）サービス費（相当）にかかる自己負担上限額は下記の通りです。

利用者負担段階区分		自己負担上限額（※2）
住民税 課税世帯 の方	課税所得 690 万円（年収約 1,160 万円）以上の方	世帯 140,100 円
	課税所得 380 万円（年収約 770 万円）～ 690 万円（年収約 1,160 万円）未満の方	世帯 93,000 円
	課税所得 380 万円（年収約 770 万円）未満の方	世帯 44,400 円
住民税非課税世帯の方		世帯 24,600 円
● 合計所得金額（※1）及び課税年金収入額の合計が 80.9 万円以下の方 ● 老齢福祉年金を受給している方		世帯 24,600 円 個人 15,000 円
① 生活保護を受給している方 ② 利用者負担を 15,000 円に減額することで、 生活保護の受給者とならない方		① 個人 15,000 円 ② 世帯 15,000 円

※1「合計所得金額」とは、収入から公的年金等控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額です。また、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除を控除した額で計算されます。

※2 自己負担上限額は、世帯の課税状況等によって毎年 8 月に見直しが行われます。このことにより、11 月支給分（8 月に利用した介護サービス分）から、支給額が大幅に変更になったり、支給されなくなる場合があります。

《対象となる利用者負担額》

高額介護（予防）サービス費（相当）の対象となる利用者負担額とは、保険の対象である介護サービス費用の自己負担相当額です。この負担額には、福祉用具購入費、住宅改修費の自己負担や、施設での食費、居住費（滞在費）、日常生活費等その他の利用料は含まれません。

《支給の時期》

通常、サービス利用月から 3 か月後の月末に支給されます。但し、サービス事業所の国保連合会への請求が遅れた等、その他やむを得ない事情がある場合は、遅れて支給されます。

《ご本人が亡くなられた場合》

振込指定口座の名義が亡くなられたご本人様の場合、口座の変更の手続きが必要です。

※変更後の口座が確認できない場合は支給が遅れます。



ご不明な点がございましたら…

長井市役所 福祉あんしん課 長寿介護係まで

電話：0238-82-8011